

最近の官庁営繕行政における主要施策について

- ・東日本大震災を踏まえた対応について …………… P1
- ・官庁施設の省エネルギー・ゼロエネルギー化について… P2
- ・公共建築物における木材の利用の促進について……… P3

東日本大震災を踏まえた対応について

官庁施設の被災状況

震度5以上の地域について調査を実施。震度4以下の地域においても被災が確認された施設について計上。

地方整備局等	調査対象の官庁施設数	確認済			確認中 (確認困難)
		被災無し	被災有り	うち浸水被害	
北海道	18	15	3	3	0
東北	395	236	153	21	6
関東	813	602	211	2	0
北陸	26	26	0	0	0
中部	11	8	3	0	0
合計	1,263	887	370 (29.3%)	26	6
		1,257(99.5%)			

被害の大きな施設について、**第一次補正予算**により、**復旧工事を実施**。

所要の耐震性能に満たない防災拠点施設等が被災



防災拠点施設の被害



地震による被害



津波による被害

行政機能の維持、災害応急対策活動に支障

各省各庁等への技術的支援

施設使用時における注意喚起等について、**技術的支援の観点から各省各庁等あて文書**を发出。

- ① 被災した施設の設備機器に関する注意事項について (3/12)
- ② 計画停電に伴う官庁施設の節電対策の徹底について (3/14)
- ③ 計画停電への対応について(施設管理者への連絡事項) (3/14)
- ④ 免震構造の建築物に関する応急点検の実施について (3/16)
- ⑤ 被災施設使用時の留意事項 (4/1)
- ⑥ 公共建築相談窓口について (4/1)
- ⑦ 官庁施設における夏期の節電への対応について (5/13, 7/21拡大)

官庁施設の機能確保に関する検討

各施設の**詳細な被災状況**や各官署における**業務継続**に関する調査や**復旧方針検討のためのケーススタディ**等を実施。

関連する動きや検討と整合を図り、**有識者から業務継続計画、建築構造、建築非構造、建築設備等の技術的事項に係る専門的意見**を聴取しつつ、**官庁施設の機能確保を図るための検討**を行う。

復興に向けた対応

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)において、「**国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る。**」とされているところ。

防災合同庁舎の整備

所要の耐震性能に満たない防災拠点施設が被災したことを踏まえ、防災活動の拠点となる合同庁舎について、**大規模地震発生時にその機能を十分に発揮できるよう総合的な耐震安全性を有する防災合同庁舎**として整備を推進。

官庁施設の防災機能強化

大規模地震発生時に官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、東日本大震災により地震・津波被害を受けた**官庁施設の被災状況を踏まえた防災機能の強化**を推進。

- 構造体の耐震性能の確保
- 自家発電設備の新設、更新(容量増設、空冷化)
- 津波対策の推進 等

官庁施設の新築において、以下について検討する。

- ①再生可能エネルギー・新技術の積極的導入と省エネルギー・節電技術の徹底活用を組み合わせ、ゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施する。
- ②さらに、これら技術の通常事業への展開を図る。

目指すべき方向性

- 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく整備
—平成23年3月 関係省庁の統一基準として決定—

○環境保全性の水準

PAL(年間熱負荷係数)及び
CEC(各設備のエネルギー消費係数)

省エネ法に基づく省エネルギー基準に比べ
1割程度高い省エネルギー性能以上を確保

【官庁施設の環境保全性基準】

	庁舎
PAL	270
CEC/AC	1.4
CEC/V	0.9
CEC/L	0.9
CEC/HW	—
CEC/EV	0.8

←
高い省エネルギー性能の確保

(値が低い程性能が高い)

【省エネルギー基準】

	事務所
PAL	300
CEC/AC	1.5
CEC/V	1.0
CEC/L	1.0
CEC/HW	—
CEC/EV	1.0

(CEC/AC:空調、V:換気、L:照明、HW:給湯、EV:エレベーター)

『日本再生のための戦略に向けて』(閣議決定)を踏まえ、
官庁施設のゼロエネルギー化を目指したモデル事業の実施を検討

再生可能エネルギー・新技術の積極的導入

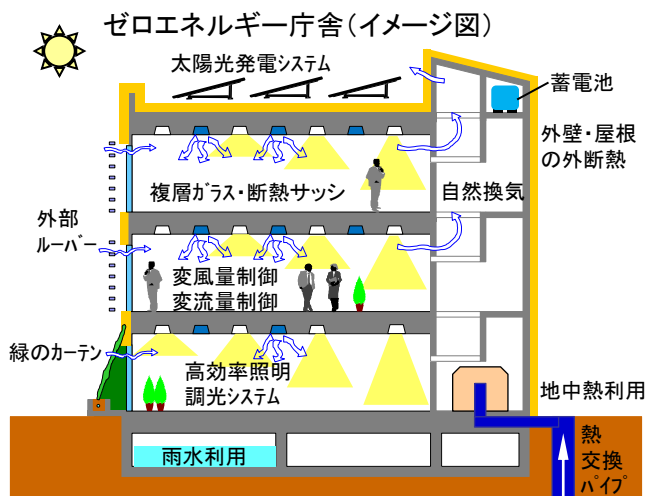
目的	導入技術の例
再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの設置 ・再生可能エネルギーを利用した熱源の導入

省エネルギー・節電技術の徹底活用

目的	活用技術の例
断熱性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・建具の高断熱化(複層ガラス・断熱サッシ) ・外壁・屋根の高断熱化(外断熱)
熱負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・外部ルーバーの設置 ・緑のカーテンプランター設備の設置
設備の高効率化	<p>【照明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明の導入 ・照明制御システムの導入 <p>【空調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送動力の低減(変风量制御・変流量制御) <p>【電源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池の設置

(ゼロエネルギー化)

建物における年間エネルギー消費量	<	再生可能エネルギーによる年間エネルギー生産量
------------------	---	------------------------



- ・通常事業への展開
- ・グッドプラクティスの提供と技術支援
- ・公共建築部門におけるエネルギー効率の向上を促進

公共建築物における木材の利用の促進について(1)

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

1. 目的(第1条)

木材の適切な供給及び利用を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

- * 公共建築物＝国・地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物(庁舎、学校等)及び国・地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホーム等。
- * 木材の利用＝構造体、内装等への木材の使用(木製品の使用を含む。)

2. 国の責務(第3条)等

- ・自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努力
- ・建築基準法等の規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる

3. 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(第7条～第9条)

- ・毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表

【平成22年10月1日施行】



公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

- ・木材の利用の促進の意義及び基本的方向、施策に関する基本的事項等

【平成22年10月4日農水、国交大臣告示】



国土交通省 公共建築物における木材の利用の促進のための計画

耐火建築物とすることが求められない低層の建築物
(災害応急対策活動に必要な施設等を除く)



原則、木造化

国民の目に触れる機会が多い部分
(エントランスホール、情報公開窓口等)のいずれか



原則、内装等の木質化

【平成23年5月10日策定】



木造計画・設計基準

- ・官庁営繕が行う木造の官庁施設の設計に関し、必要な技術的事項及び標準的手法を定める
- ・耐久性、防耐火、構造計算、構造材料等を規定

説明会、ホームページ等を通して積極的に地方公共団体等に周知

【平成23年5月10日策定】

官庁施設における木材の利用

官庁施設について、以下のとおり試行的に木造化・内装の木質化を行い、建築コスト等を検証しつつ、木材利用の促進を図る。

① 木造化

- ・横浜植物防疫所つくば圃場(事務・検査棟等)
(平成23年度完成予定)等

② 内装等の木質化

- ・京都地方合同庁舎(平成23～25年度)等



つくば圃場完成イメージ

参考

【構造体に木材を利用した施設の事例】



剣山自然情報センター



【内装に木材を利用した施設の事例】



高松サポート合同庁舎
エントランス



長野地方法務局上田支局
エントランス